

令和7年度佐多射撃場で使用する電気  
(高圧)

| 業務隊長          | 管理科長 | 営繕班長 | 工事企画 | 管財 | 営繕        | 施設管理 | 作成者  |
|---------------|------|------|------|----|-----------|------|------|
| 了<br>(7.1.31) | 了    | 了    | 了    | 了  | 了         | 了    | 大保技官 |
| 陸上自衛隊国分駐屯地業務隊 |      |      |      |    | 令和7年1月29日 |      |      |

# 仕 様 書

## 1 概 要

- (1) 件 名 令和7年度佐多射撃場で使用する電気（高圧）
- (2) 需 要 場 所 陸上自衛隊国分駐屯地 佐多射撃場  
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚字松橋 2148-2
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

## 2 仕 様

### (1) 電気方式、標準電圧、周波数等

|              |         |
|--------------|---------|
| ア 供給電気方式     | 交流三相3線式 |
| イ 供給電圧（標準電圧） | 6,000V  |
| ウ 計量電圧（標準電圧） | 6,000V  |
| エ 標準周波数      | 60Hz    |
| オ 受電設備の総容量   | 175kVA  |
| カ コンデンサ取付容量  | 20kVA   |
| キ 受電方式       | 1回線受電   |
| ク 蓄熱式負荷設備の有無 | 無       |

### (2) 予定契約電力、予定電力使用量

|           |            |
|-----------|------------|
| ア 予定契約電力  | 78kW       |
| イ 予定電力使用量 | 158,000kWh |

月別の予定電力使用量は別紙のとおり。

### (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。

参照「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <http://there100.org/going-100>

### (4) 使用期間

自 令和7年4月 1日 00:00  
至 令和8年3月31日 24:00

### (5) 電力量の検針

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 自動検針装置    | 有                        |
| 電力会社の検針方法 | 遠隔自動検針                   |
| 電力量計の構成   | (メーカー名) 九電テクノシステムズ株式会社   |
|           | (型 式) KM3EA-R            |
|           | (計器定数) 1,000 pulse/kws   |
|           | (パルス定数) 50,000 pulse/kwh |

### (6) 需給地点

九州電力の542ハ734号柱から引込んだ佐多射撃場の構内1号柱に国分駐屯地が施設する気中開閉器の電源側接続点

### (7) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ。

- (8) 保安上の責任分界点  
上記需給地点に同じ。

### 3 その他

- (1) 力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中100%を保持する予定
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 力率の変動及びその他の要因による電気料金の調整並びに仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件及び特定規模需要選択供給条件による。尚、入札価格の算定にあつては、力率100%とし、燃料調整費額及び再エネ賦課金並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次の通りとする。
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- オ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (5) 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料（指示する様式）を提出すること。

## 月別予定使用電力量

(令和7年4月～令和8年3月)

| 項目<br>月 | 総使用電力量<br>(キロワット時) | 昼間電力量(参考)<br>(キロワット時) | 夜間電力量(参考)<br>(キロワット時) | ピーク電力量(参考)<br>(キロワット時) |
|---------|--------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|
| 4       | 6,000              | 3,000                 | 3,000                 | 0                      |
| 5       | 15,000             | 9,000                 | 6,000                 | 0                      |
| 6       | 23,000             | 13,500                | 9,500                 | 0                      |
| 7       | 33,000             | 15,000                | 13,000                | 5,000                  |
| 8       | 33,000             | 14,000                | 14,000                | 5,000                  |
| 9       | 15,000             | 7,500                 | 7,000                 | 500                    |
| 10      | 6,000              | 3,200                 | 2,800                 | 0                      |
| 11      | 6,000              | 2,900                 | 3,100                 | 0                      |
| 12      | 6,000              | 2,900                 | 3,100                 | 0                      |
| 1       | 5,000              | 2,400                 | 2,600                 | 0                      |
| 2       | 5,000              | 2,400                 | 2,600                 | 0                      |
| 3       | 5,000              | 2,400                 | 2,600                 | 0                      |
| 合計      | 158,000            | 78,200                | 69,300                | 10,500                 |

(注)

## ・昼間電力量

毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量  
ただし、ピーク時間及び以下の「休日等」に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く。

## ・夜間電力量

ピーク電力量、昼間電力量以外の時間で使用する電力量

## ・ピーク電力量

夏季(7月1日～9月30日までの期間)の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量  
ただし、以下の「休日等」に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く。

## ・休日等

日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び  
1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日  
12月31日